

令和5年勝浦町マラソン議会（5月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和5年5月16日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開議 5月16日 午前9時29分 議長 美馬友子

散会 5月16日 午前10時18分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

4番 仙才守 9番 国清一治

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	佐藤健司
総務防災課長	中瀬弘晴	税務課長	藤井小百合
福祉課長	長友清美	農業振興課	上村和也

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 令和5年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）について

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について
（勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について）

日程第6 報告第2号 専決処分の報告について
（勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

日程第7 報告第3号 専決処分の報告について
（勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について）

日程第8 報告第4号 専決処分の報告について
（職員の特殊勤務等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例について）

日程第9 同意第1号 勝浦町農業委員会委員の任命について

日程第10 発委第1号 勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第11 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時29分 開議

○議長（美馬友子君） 皆さんおはようございます。

ただいまから令和5年勝浦町マラソン議会5月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況を報告いたします。

3月28日，小松島市で開催された小松島市外三町村衛生組合議会第1回定例会に，花房議員，麻植議員と私が出席いたしました。

4月2日，生名ロマン街道で開催されました第20回勝浦さくら祭り開幕セレモニーに私が出席いたしました。

4月11日，勝浦町福祉センターで開催された勝浦町身体障害者会総会に私が出席いたしました。

5月9日，愛媛県愛南町議会，議会活性化特別委員会が行政視察のために来庁され，研修会に町議会広報常任委員会全員と私が出席いたしました。

5月10日，地域活動支援センターさるびあで開催された地域活動支援センターさるびあ移転式典に，花房議員，相原議員，瀬戸議員，麻植議員，松田議員，節議員，井出議員と私が出席いたしました。

次に，監査委員から例月出納検査について報告書がお手元へ配付のとおり提出されておりますので，ご報告をしておきます。

次に，法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは，野上町長のほか，お手元に配付の出席要求書のとおりでございます。

本日，佐藤政策監が初めてご出席されておりますので，ご挨拶をいただければと思います。

佐藤政策監，よろしくお願いいたします。

○政策監（佐藤健司君） おはようございます。

4月1日付で政策監を拝命いたしました佐藤と申します。野上町長をはじめ職員の皆様，あと議会の議員の皆様と一緒に，勝浦町のさらなる発展のため全力で取り組んでまいりたいと考えております。至らぬ点もあろうかと思っておりますけども，今後ともご

指導，ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） ありがとうございます。

政策監は，勝浦町総合計画，地方創生，過疎計画，勝浦病院の運営，計画策定や，県営事業に関する業務などを担当されると伺っております。これまでの業務の経験，実績を生かされて，県との連携や職員の指導を通して勝浦町の発展のためにご尽力よろしくお願ひしたいと思ひます。期待してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に，日程第2，会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名いたします。

5月会議における会議録署名議員は，4番仙才議員，9番国清議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に，日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

国清議会運営委員長。

○議会運営委員長（国清一治君） 議会運営委員会から報告いたします。

5月9日に議会運営委員会を開催し，5月会議の日程について協議を行った結果，本日1日の開催といたしますので，ご協力よろしくお願ひいたします。

○議長（美馬友子君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは，議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に，日程第4，議案第1号，令和5年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から議案第1号の趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 改めましておはようございます。

本日、勝浦町マラソン議会5月会議を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところご出席を賜りまして深く感謝いたします。

町内ではみかんの花が香り、水田では田植の準備が始まる時期となり、今年も蛍が飛び交う光景が見られることを楽しみにいたしております。

5月10日には、勝浦地域活動支援センターさるびあがリニューアルオープンし、新勝浦病院や喜楽苑にほど近い距離となったことから、3つの施設が交互に交流、連携し、相乗効果を高めていただけるものと期待いたしております。

また、先週施工中の5か所で崩落した県道阿南勝浦線の沼江バイパス3期工事では、町民をはじめ町内を通行する方々に多大な迷惑とご不便をおかけいたしております。まだ、すぐに崩落前の対面交通には至りませんが、できるだけ早い復旧ができるよう県に協力してまいる所存でございます。

それでは、本会議に上程いたしております議案につきまして説明申し上げます。

議案第1号は、令和5年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,035万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億2,835万7,000円とするものでございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

議案第1号の全体説明と総務防災課関係についてを、中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 皆さん、改めましておはようございます。

議案第1号、令和5年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）について、まず全体を説明させていただきます。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

14款国庫支出金， 1 項国庫負担金， 補正額2,192万9,000円， 同じく14款国庫支出金， 2 項国庫補助金1,712万8,000円， 20款諸収入， 3 項雑入130万円， 歳入合計， 補正額4,035万7,000円。

続きまして， 歳出の部でございます。

3 款民生費， 2 項児童福祉費642万8,000円， 4 款衛生費， 1 項保健衛生費3,262万9,000円， 8 款消防費， 1 項消防費130万円， 歳出合計， 補正額4,035万7,000円， 歳入歳出それぞれ39億2,835万7,000円とするものでございます。

続きまして， 総務防災課関連の説明をさせていただきます。

総務防災課といたしましては， 自主防災組織活動支援といたしまして130万円の補正をお願いするものでございます。

本事業は， 生名自主防災組織の所有するホース格納庫等の更新について， コミュニティ助成事業助成金を要望したところ， 助成の内示があったため補正をお願いするものでございます。財源といたしましては， コミュニティー補助金130万円を充当するものでございます。

以上， 説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて， 議案第1号について， 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） おはようございます。

福祉課の詳細説明をさせていただきます。

歳出， 3 款 2 項 1 目児童福祉総務費の子育て世帯生活支援特別給付金， その他世帯分でございます。

目的としましては， 食費等の物価高騰に直面し， 家計が悪化している低所得の子育て世帯に対し， 生活の支援を行うものでございます。事業内容は， 令和4年度に実施した低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象であった方が対象となり， プッシュ型で支給をいたします。これに該当する方以外で， 市町村民税均等割が非課税の方や， 非課税水準に相当する額以下の方は， 申請により支給をいたします。支給額は， 対象児童1人当たり5万円でございます。

予算の主なものとして， 12節システム改修委託料が82万5,000円， 18節給付金が540万円で， その他消耗品や印刷費などを合わせ， 合計642万8,000円となります。スケジュールにつきましては， 5月中旬に要綱を制定し， 周知を行い， 申請不要の方

には5月下旬までに振込を完了する予定です。申請が必要な方につきましては、6月から随時受付を行います。

続きまして、4款1項1目保健衛生費の予防接種等事業費です。

新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用でございます。目的としましては、これまで同様、感染症の発症や罹患時の重症化を防止するためワクチン接種を構築するものでございます。

事業内容としましては、春開始接種の対象者は、初回接種を終了した65歳以上の方と5歳以上の基礎疾患を有する方、また医療従事者等で2,000人分を見込んでおります。また、秋開始接種の対象者は、初回接種を終了した5歳以上の方で3,000人分を見込んでおります。

予算額の主なものは、3節時間外手当が60万9,000円、11節通信運搬費50万4,000円、12節予防接種等委託料が3,086万6,000円で、総額3,262万9,000円をお願いするものでございます。

なお、コールセンターの委託料は、4月から6月分は繰越予算で対応しておりますので、今回の予算計上は7月から12月分になります。また、財源は全額国庫金となりますが、6年1月から3月につきましては補助金の見直しが行われる予定ですので、状況によっては改めて補正対応させていただく可能性もございます。

以上、福祉課からの説明を終わらせていただきます。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終了いたしました。

これより詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

第一読会でございます。どなたからでも。

節議員。

○8番（節 公一君） ちょっと確認したいんですが、福祉課長、今コールセンターのやつ、この予算は7月から12月って言うたと思うんですけど、資料は7月から、7、8となっとなどっちなん。マネジメントシートは。

○福祉課長（長友清美君） すいません。9月から12月分まで入っております。

○8番（節 公一君） マネジメントシートが違うということ。313万5,120円になっとなんやけど。

○福祉課長（長友清美君） はい。

○8番（笹 公一君） これは7月と8月になっとうで。

○福祉課長（長友清美君） 7月，8月，右のほうに9月から12月，秋接種の分が入っておりますので，コールセンターの分は7月から12月分で計上しております。

○8番（笹 公一君） この費用の分を入れたら何ぼなん。

○福祉課長（長友清美君） 全部。コールセンターの分だけですか。

コールセンターの分が，左の春接種の分が300万円で，秋の分が580万円，これを両方。

○8番（笹 公一君） 足さな，ほういうことなんやな。

○福祉課長（長友清美君） はい。春と秋とで，ちょっと両方かかって。

○8番（笹 公一君） 分けてあるということやな。分かりました。

これって，積算とかというんは出てきとん，向こうから。例えば何人。何か2人で，おるんは，人員は。予防接種するときに，スタッフの人みたいなんを何かこう手配しとるでしょう。そういうのも皆入っとるわけでしょう。

○福祉課長（長友清美君） そうです。休日，土曜日の接種の分の会場での接種に対応していただくスタッフの方の分も入っております。

○8番（笹 公一君） この前，委員会のときにもちょっと確認をさせてもろうたんやけど，よそさんのところでちょっと不正があつて，そしたらこれはちゃんとチェックはできてますっていうような話だったでしょう。例えば，単価とかというんはどんなですか。よそに比べて高いとか安いとか，こんなものやっていうような何か基準はあるん。

○福祉課長（長友清美君） 特に基準は，私が，すみません，見たわけではございませんが，単価契約しておりまして，休日の分と平日の分とそれぞれ違っておりますが，そんなにかげ離れた金額ではないようには思います。

○8番（笹 公一君） 何か，例えば補助を受けるんに，国なり県のほうから，これにしても大体このぐらいの人件費ですよっていう，ほういうものも何もないんやな，ガイドンスみたいなんは。ほれはあるん。

○福祉課長（長友清美君） そういったガイドンスは，ちょっとすみません，私は見たことはございません。

○8番（笹 公一君） ほな、これはどうやって判断するん。向こうから見積りが来た段階、ほれだけで判断するん。

○福祉課長（長友清美君） そうですね。見積りで判断させてもらってます。

○8番（笹 公一君） 多分、ほかと比べるわけにいかんでしょ。まあ言うたら名鉄観光さんでしょ、今しとんは。ほれを、よそみたいに近畿ツーリストさんとするとか何とか、県内でほかにやっところって何か所かあるんですか、ほういう事業者っていうんは。

○福祉課長（長友清美君） 事業者というん。

○8番（笹 公一君） 受けてくれるところ、受諾する事業者っていうのは。そういうところと見積りみたいなんを取って、比較しながらしとん。

○福祉課長（長友清美君） 当初に委託したときには、そういうようなことで検討したんでないかと思うんですが、ここずっと同じようなところで。

○8番（笹 公一君） 一遍したら、ほらずっと同じようなところになるわけだけでも、始めるときにこれをしとるっていうことやね。

○福祉課長（長友清美君） そうです。初めるときには。

○8番（笹 公一君） 初めって、あれは何か全国的にやりよう、前もちよつと言うたけど、県外のほうでしとるとかというようなところに委託しとったでしょ。ほんで、途中から町内のあそこの事務所を、横瀬のところの2階のところでも事務所をしとるころで開いたでしょ。ほのときに、何かチェックはしたようなことってあるんですか。

○福祉課長（長友清美君） 一番初めにしたとき、徳島市内のほうの事務所だったので、ちよつと金額が高かったことがあります、町内のほうに変わってきからは、大分家賃のほうが安くなっております。

○8番（笹 公一君） まあ言うたら、安うなったということやね。今の事業者さんにして。ほんで、不都合なところっていうのはないんやね、運営のほうで。例えば、いろいろほういう予防接種させるスタッフの方が何人か、ようけ来とうやないですか。そこらあたりのことで不都合なところっていうのは、今のコールセンターの事業所さんに対しては、別でない。

○福祉課長（長友清美君） そうです。今のところは大丈夫です。

○8番（笹 公一君） はい、はいはい。

○議長（美馬友子君） ほかにないですか。

井出議員。

○10番（井出美智子君） この5万円の支給が、去年度支給した人は自動的に申請不要ってなってるんですけど、今年度対象になる人は申請が必要っていうんですけど、あまり理解できてない人とか知らない人が申請できないっていう不利益にならないような配慮っていうのはされるのでしょうか。

○福祉課長（長友清美君） 広報やホームページ等では、お知らせは随時していきたいと思っております。

○10番（井出美智子君） やっぱり、もうちょっとロコミでも声をかけられるような体制が、若い人はいけるかもしれないけれども、漏れるっていう心配もあるんじゃないのかなと思うんです。例えば、農業の5万円にしても、あれだけ放送しよったのに、自分には関係ないと思うとったっていう人がかなりおいでたりするので、そこら辺のきめ細かい対応があったらいいなと思うので、そういうロコミとか声かけができるような配慮もお願いできたらと思います。

○福祉課長（長友清美君） また、何かのことで相談があった場合は、これ以外にもかかわらずに、こういう制度がありますよっていうようなことが福祉課のほうで案内ができたらと考えております。

○10番（井出美智子君） よろしくお願ひします。

○議長（美馬友子君） ほかに。

花房議員。

○1番（花房勝一君） 自主防災組織の活動支援について1点だけ質問ですけど、特定財源でコミュニティ助成事業助成金を使うということなんですが、これって地元は知ってんですか、この助成金を使うっていうのは。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） こちらのほうは、昨年というか、9月ぐらいに生名の自主防災組織から申請を上げていただいたものですので、こういった事業ということとはご説明申し上げるというところでございます。

○1番（花房勝一君） はい、分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかにないですか。

国清議員。

○9番（国清一治君） 今の関係でちょっと教えてもらいたいですけれども、事業についてはいいことやと思うんやけど、当初で68万円の一般財源で組んどって、今度はコミュニティー助成事業が、該当になって予算的には倍になったんやけど、これは建物の規模とかほんだけ増やしたんですかね。当初から68万円今、基の当初予算の資料を見たけども、ここまで詳しいに入っとらんのやけど、どういう経緯で事業が増えて倍になっとんか、教えてください。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） こちらのほうの68万円については、当初の自主防災組織への補助金等の金額でございます。生名の分につきましては130万円ということで、今回全額補正をさせていただいたというところです。コミュニティー助成事業の事業費ではございません。そもそも、自主防災組織への補助金を当初に計上しとったものです。

○9番（国清一治君） いや、ほなけん地元負担が要ったちゅうことやな、ほな。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 地元負担っていうか、自主防災組織の4万円の補助金、町全体の補助金です。他目の事業費を計上しております。

○9番（国清一治君） ああ、4万円の。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） はいはい、そうです。それとか、お茶代とかっていう分を計上している部分です。コミュニティー助成事業の分ではございますが。

○9番（国清一治君） ここでほういう比較するけんおかしいんです。まあ言うたら、この事業ではないで、ほやけど。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 自主防災組織の活動支援というところで、補助金とコミュニティー助成事業っていうのを今回補正した分ということで130万円、事業費と追加をしております。そういったことで。

○9番（国清一治君） 規模はどれぐらいの大きさなんですか。格納庫の規模。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 格納庫につきましては12台、コンクリート台つき、それからホース77本、差し込み管とキーハンドルが5本と5個ずつということで130万円。

○9番（国清一治君） 地域の各所に据え付けていく分やね。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） そうです。生名の自主防災組織のそういった設備で  
ございます。

○9番（国清一治君） 消火栓でなしに、ホースを置く所やな。消火栓の近くに置  
く。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） そうですね。今回は設備等ということで、そういつ  
たことで申請をしておりますので、そういったことになろうかと思えます。

○9番（国清一治君） これは、コミュニティー助成事業が当たらんならできんのか  
な。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） いや、こちらのほうは自主防災組織育成助成事業と  
いうことで、30万円から200万円ということで例年9月ぐらいに要望をして、今回該  
当いただいたということで補正をお願いしております。今年もございますので、見積  
りを取っていただいて、要望は上げていけるものと思っております。

○9番（国清一治君） 分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかにないですか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 話がちょっと戻るんですけど、子育て世帯の生活支援のあの  
5万円のやつ、これはプッシュ型と申請するやつということで分かれとんですけど、  
1,080世帯算出されておりますけれども、プッシュ型はどのくらい、これはもう分か  
つとる数字やね。残りが申請が必要になってくると、これは推定ですか、それとも読  
んどんですか。

それで、その申請のほうは、告知はできずに自分で該当しとることを判断してよと  
いう話ですよね。まず、プッシュ型とそれ以外の比率はどのくらいあるのか。

○議長（美馬友子君） 長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 前回、4年度に給付した方が38名おいでます。あとの家  
計急変だったり、新生児で生まれたりというようなことで、申請が必要な方をその他  
として見込んでおります。

○4番（仙才 守君） ああ、そしたらいいですか。

プッシュ型は38名。

○福祉課長（長友清美君） 去年支給した人は38名です。

○4番（仙才 守君） ほとんどは、自分で申請する人がほとんどということですね、1,000世帯。

○福祉課長（長友清美君） そうですね。今年度につきましては。

○4番（仙才 守君） 108か。108やな。ああ、ごめんなさい、計算間違えた。5万円。5万円で500何ぼやけん、108か。ほういうこと。

ほしたら、これだったら大したことないな。僕は1桁間違えとった。

○議長（美馬友子君） ほなけど、50以上がその他で来るということ。

○4番（仙才 守君） その他の人が多いんやね。

○福祉課長（長友清美君） 予算の枠取り上、ちょっと多めには見込んでおります。

○4番（仙才 守君） 多少多めに見込んでるということで。はい、分かりました。結構です。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） コミュニティー補助金についてお伺いします。

これは、生名のほうで消防の格納庫ですね。私のところも、もうずっと以前にコミュニティ助成事業で消火栓の格納庫、ホースの、それと法被をたしか補助いただいたんですよ。それで、もう大分になって、私のところも区長に言ってて、台が下にブロックを敷いて格納庫を支えてるような状況で、全町的にもホース格納庫は大分傷んどんではないかと思うんです。私の近くを見ても、ホースとか差し込み管、これとほれと出すところ、これはしっかりしてるんですけど、格納庫自体がちょっと下がさびてくるような状況が多いように思うんですけど、全町的にいかがなんでしょうか。

それで状況と、それとあとこれはコミュニティ助成事業でやるのか、それともこれは消防団自体も使いますしね、火事的时候に。確かに、地域の住民がつないでっていうんもあるんですけど、基本的には消防団が中心になって消火するんで、町としての何か補助も必要なんではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 以前もこういった事業で助成してきた、整備して数年たっておりますので古くなっている地域とかございます。そういうふうには要望等も聞いておりますが、今のところコミュニティ助成事業でやっていきたいという

ころではございます。

消防団については、消防のホースというか、消防自動車等で消火栓、または防火水槽なりから消火するんが基本ではないのかなというところで、こういったところの助成事業を活用して基本的にはいきたいと考えております。

○2番（相原喜久男君） 分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。ないでしょうかね。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは質疑なしと認めます。

以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第1号を第二読会に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第1号を第三読会に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第1号について討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、討論と採決を行うことに決定いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、令和5年度勝浦町一般会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第5、報告第1号、専決処分の報告について(勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について)から日程第8、報告第4号、専決処分の報告について(職員の特殊勤務等の手当支給に関する条例の一部を改正する条例について)までを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

野上町長から、報告第1号から報告第4号までを一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長(野上武典君) 報告第1号から報告第4号につきましてご説明させていただきます。

4件とも条例改正に係る専決処分の報告でございます。それぞれの条例につきまして、関係法令及び通知の改正に伴う所要の改正でございます。いずれも地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定により専決処分をいたしましたもので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終わりました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

報告第1号及び報告第2号について、藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 報告第1号、勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

改正理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布施行されたことに伴い、関係規定について所要の整理を行うものでございます。勝浦町独自の改正部分はありません。

続きまして、報告第2号、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等を支援するため、国民健康保険税の減免について所要の改正を行うものでございます。令和4年度までの国民健康保険税であって、令和5年4月1日以降の納期限が定められるものについて減免の対象とするものでございます。また、地方税法等の改正に伴う関係規定について所要の整理を行っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 続いて、報告第3号について、長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 報告第3号、勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に関し、令和4年度以前の保険料であって、令和5年4月1日以降に納期限のある保険料についても減免を行うことができるよう改正をするものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置については、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの期間に納期限のある令和元年度から令和4年度の保険料が対象となりましたが、令和4年度以前分の保険料であって、令和5年4月1日以降に納期限が定められているものも減免対象とできることとなる国の改正に伴うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（美馬友子君） 続いて、報告第4号について、中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 報告第4号でございます。職員の特殊勤務等の手当支給に関する条例の一部改正についてでございます。

ご承知のように、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行をしております。これに伴いまして、国のほうで特例措置として、新型コロナウイルス感染症対策に従事した場合の特殊勤務手当を支給をしておりましたが、5類移行に伴い、その特例措置は廃止されたものでございます。本町におきましても国同様の措置を講じることとし、特例措置として支給をしておりました新型コロナウイルス感染症接触手当を廃止するに当たり、関係規定を削除させていただくものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終わりました。

報告4件について質疑はありませんか。

質疑はないでしょうか。質疑はありませんか。ないですかね。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 以上で4件の報告は終了いたしました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第9、同意第1号、勝浦町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

野上町長から同意第1号の趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 同意第1号、勝浦町農業委員会委員の任命についてであります。

次の者を勝浦町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

順次、委員の住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

勝浦町大字沼江字中傍示63番地、中村孝太郎、昭和26年10月8日生まれ。

勝浦町大字沼江字夫婦松4番地，眞木昭恵，昭和30年4月2日生まれ。

勝浦町大字中角字西山56番地，中西孝昭，昭和37年5月18日生まれ。

勝浦町大字沼江字山路71番地，岡田智明，昭和50年10月25日生まれ。

勝浦町大字沼江字並松33番地3，森野光次，昭和29年11月27日生まれ。

勝浦町大字星谷字山下36番地，岡田孝志，昭和32年4月13日生まれ。

勝浦町大字久国字原53番地，森岡弥生，昭和35年3月30日生まれ。

勝浦町大字棚野字仮家33番地，久保穰子，昭和30年6月30日生まれ。

勝浦町大字三溪字寺谷106番地，清水嘉子，昭和30年10月6日生まれ。

勝浦町大字三溪字押栗30番地2，押栗潔往，昭和36年1月20日生まれ。

勝浦町大字坂本字中谷13番地2，末廣孝好，昭和24年12月19日生まれ。

以上，11名でございます。ご審議の上，ご同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明は終わりました。

お諮りします。

本件については，従来の慣例に従い，第二読会を省略し，直ちに第三読会において採決することにしたいと思いますが，ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので，本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって，同意第1号，勝浦町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に，日程第10，発委第1号，勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

提出者から発委第1号の趣旨説明を求めます。

国清議会運営委員長。

○議会運営委員長（国清一治君） 発委第1号，勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について。

このことについて，勝浦町議会会議規則第11条第2項の規定により提出する。

令和5年5月16日提出。

提出者，議会運営委員長国清一治。賛成者，議会議員花房勝一，同相原喜久男，同瀬戸直一，同仙才守，同美馬友子，同麻植秀樹，同松田貴志，同籙公一，同井出美智子。勝浦町議会議長美馬友子殿。

提案理由につきましては，勝浦町マラソン議会の令和5年7月10日から1年間の会議日程を定める。

改正の内容については，次のページの別表のとおりであります。施行については令和5年7月10日からです。よろしく願いいたします。

○議長（美馬友子君） 提出者の説明は終わりました。

これより発委第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） お諮りいたします。

本件については第二読会を省略し，直ちに第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので，発委第1号は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

本件については討論を省略し，直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので，採決を行うことに決定いたします。

これより発委第1号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第11、議員派遣についてを議題といたします。  
お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で5月会議の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

午前10時18分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員